管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1120010	容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の一部緩和	〇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律　第２条第５項、同条第６項 〇容器包装廃棄物の分別収集に関する省令　第１条、第２条の表中８の項第２号 〇容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針　５（４）	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準（圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。 また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る燃料利用に関しては、容器包装リサイクル法の基本方針において、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。 これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本概念を定める「循環型社会形成推進基本法」の資源の循環的な利用及び処分に当たっては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）の順でこれを行うという基本原則に則るものである。		１．容器包装リサイクル法第二条６項における分別基準適合物について環境省令第二条八項の二に規定されている「圧縮されていること」を除外する。 ２．「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（公布日：平成18年12月01日）」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料」の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。	現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるパッカー車から降ろした時点でダイレクトに素材選別を行う高効率な選別特化施設が誕生しえない枠組みになっている。この特区では同法に規定されている「分別基準適合物」の定義や「再商品化手法」の一部を見直し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みにする②パッカー車から降ろした時点での組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することでより公平な費用負担にする③高い環境負荷低減効果がありかつコスト優位性のある固形燃料等の手法を活用する、上記３点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理な部分を解消し、プラスチックをより高効率なリサイクルへシフトさせCO_2の更なる削減を達成することを目的とする。その非合理な部分とは、１．自治体の選別施設と再商品化施設の２段階で選別が行われており非効率でコストがかかる上、各リサイクル手法に向いた素材ごとの分離が進んでいないことにより製品売価が高上していない、２．自治体が分別基準適合物以外のものを分離しなければならず、その分離コスト負担を嫌って分別収集を実施しない自治体が未だに多く存在すると思われる、３．自治体が分離した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化ルートに流すことができずに焼却に回るケースがある、以上３点でありこれらの解消によって合理的なリサイクル手法の選択、合理的な分別収集の実施が進み、社会的総費用の低減およびCO_2の更なる削減につながる。	C	－	（１）分別基準適合物の基準の緩和（「圧縮されていること」の除外）について 容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの（分別基準適合物）について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。 その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」については「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者に義務として課される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが社会通念上不合理に過大なものとならないようにするため、市町村が行う分別の段階において減容化を行い、再商品化に係る運搬費を低減させたものを再商品化義務の対象として扱うこととしたものである。 　つまり、現行の分別基準適合物の基準を変更する際には、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考えるが、現段階においては、本提案内容の実現により再商品化に係るコストが低減されるものであるかどうかの評価が不十分であることから、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考える。 　また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化については、同法の規定に基づき国の指定を受けた機関が、特定事業者からの委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る業務の一部を行うこととなっており、自治体が分別する容器包装廃棄物を当該指定を受けた機関が一括して引き取り、一般競争入札により実際に再商品化を行う事業者に処理を委託することで、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととしている。 仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に限定されてしまう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、非効率な仕組みとなるおそれがある。従って、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 なお、上述の他、分別基準適合物に関する制度を改正する際には、制度の変更により、費用負担の状況に変化が生じる特定事業者又は市町村との間で、十分な議論・調整が行われていることが前提となるものと考える。 （２）燃料利用の位置付けについて 容器包装リサイクル法の法目的は、「一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ること」であり、本法では、資源の有効な利用を図る手段として、分別基準適合物の再商品化の促進を位置づけているところである。再商品化の手法に関しては、枯渇性資源の有効利用や環境負荷の低減を進める観点から、原材料を効率的に用い、製品等として再使用（リユース）することができるものは再使用し、原材料として再生利用（リサイクル）できるものは再生利用し、それができない場合に熱回収（サーマルリカバリー）することとしており、同法の基本方針において、再商品化手法における燃料利用は材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。 こうした考え方に対して、主に容器包装廃棄物のリサイクルに係るコストコスト低減の観点から、燃料としての利用促進をすべきとの意見があることは承知しており、中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合においても、議論を重ねて来たところ。 この点について、同会合において昨年１０月にとりまとめた報告書（「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」）では、「燃料利用については、同手法の導入当初に想定されていた、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない事態が生じる恐れが当面見込まれない中で、敢えて循環基本法の中で再生利用（リサイクル）より優先度が低い熱回収（サーマルリカバリー）を導入することは、現に機能している材料・ケミカル両リサイクル手法を経済コスト面から事実上廃止に導きかねないおそれがあることに留意が必要である。また、単に熱回収のためだけであれば、そもそも分別の手間や経済コストをかけて容リ法の下でリサイクルしなくても、可燃ごみとともに収集して廃棄物処理施設で熱回収をすれば効率の面では劣るもののそれでも十分ではないかとの批判がなされることも考えられる。このため、容リ法の次期見直しまでの間は現状の取扱いを継続し、緊急避難的でない燃料利用の導入については、こうした点も踏まえつつ、まずは現状を把握して課題の整理等を行った上で、十分に議論をしていくことが必要である。」とされているところである。 こうした議論の経緯があることを踏まえると、上記の報告書に示された論点について十分な議論がなされないまま、燃料利用を通常の再商品化手法として位置付けることは適切ではないと考える。今後、上記の報告書で示した方針に基づき、検討を進めていきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	１ すでに環境省で小規模な実証・検証が行われているが、更に具体性を持たせるためには特区による実証が必要。特区では従来と異なる競争入札を実施しかつ現状の平均単価を下回る価格が条件の契約を結べば費用が上昇することはあり得ず、指摘されている内容は運用で解決可能。なお、本提案の前提は提案理由にも記したように、容リプラとその他プラを混合回収しその組成比率で事業者、自治体で費用負担するものだが、これは名古屋市からの特区要望に対しD回答だったと承知しており、その他部分の再商品化が可能であれば事業者は容器包装部分についてで容リ法上の再商品化義務を負っていると理解されるところ、D回答に変更はないか確認したい。 ２ 本提案は再生利用に向いた物と熱回収に向いたものを事前に分離するものであり、再生利用を事実上廃止に追い込むものではない。今回の省庁回答は再生利用に向いたものと熱回収に向いたものを混在させたまま入札を行う既存の枠組みを前提とした議論と混同しているように思われる。また循環基本法には「次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。」とあるが、熱回収も高い環境負荷低減効果が指摘されている。本枠組みを利用して熱回収に向いた物のサーマルリカバリーにおける環境負荷低減効果の実証と検証を行ってもよいのではないか。	C－部D	－	１．について （１）分別基準適合物の基準の緩和（「圧縮されていること」の除外）について 　ご提案の制度変更を行う際は、当該制度変更により負担の程度が変化する可能性がある特定事業者又は関係自治体の理解が得られていることが前提となると考える。そのためには、例えば現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されることなどが必要となるものと考える。 　今回の再意見において、容器包装リサイクル法第２１条に基づく指定法人が再商品化事業者を選定する際に行う一般競争入札における落札単価より低い金額で分別基準適合物の再商品化が可能であると主張されているが、この提案により、実際に現行の制度に比して低コストでの処理が実現でき、特定事業者又は関係自治体の合意が得られるかどうかは必ずしも明確ではなく、現状では、ご提案の措置を実現することは適当ではないと考える。 　そもそも、ご提案内容に基づくリサイクルシステムは、ご提案の施設に分別基準適合物を引き渡すことに同意できる市町村の協力なくしては成立しえないため、特区制度の提案時において当該市町村の責任ある協力が得られることが明確にされる必要がある。 　なお、これらの点に加え、容器包装リサイクル法は「資源の有効な利用の確保」と同時に「廃棄物の適正な処理」を図ることを目的とした法律であることから、分別基準適合物の再商品化に際しては、経済合理性の追求に加え、廃棄物の適正な処理が確保されることも必要となる。 　現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、分別基準適合物の 基準が容器包装の区分ごとに全国一律の共通の基準として定められていることで、仮に指定法人から再商品化事業を受託した者が何らかの理由により再商品化を行うことが不可能となった場合にも、他の再商品化事業者がその再商品化事業を代行しうる仕組みとしていることで、全国的に、廃棄物の適正な処理を確保し得る仕組みとなっている。 　この点、仮に特区制度として本提案を認め、当該地域で分別収集される容器包装廃棄物についてのみ分別基準適合物の基準から「圧縮されていること」を除外した場合には、特区地域とそれ以外の地域とで排出される容器包装廃棄物の分別基準適合物の基準が異なることとなり、他の地域とは異なる基準で収集された容器包装廃棄物について、その処理を担える者はごく少数の者しか存在しなくなることが見込まれる。 　したがって、仮に特区制度として本提案を認めた場合、指定法人から再商品化事業を受託した者が何らかの理由により再商品化を行うことが不可能となった場合に、その再商品化事業を代行しうる者を確保することが困難となるため、廃棄物の適正な処理に支障を来すことが懸念される。 （２）指定法人業務とは別に独自に行うことについて 　名古屋市からの特区要望とは、第１４次提案における「容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化」のことであるものと思われるが、これをＤ回答（現行規定により対応可能）としたのは、同提案に対する再々検討要請に対する回答において、「容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックとを混合した状態で、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）に引き渡し、それら廃棄物の処理を委託する契約を、容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、妨げられていない。」と回答しているとおりであり、この見解に変更はない。 　したがって、圧縮されていない容器包装プラスチック及び容器包装以外の プラスチックの混合物について、提案内容にある選別特化施設を用いて再商品化する契約を、市町村と容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、妨げられていないものと考えており、ご提案の事業も、こうした独自の契約を結ぶことで実現可能であると考える。 ２．について 　容器包装リサイクル法における再商品化手法のうち燃料利用の位置づけ及びその今後の検討方針については、１次回答において述べたとおりである。 　１次回答で述べた内容と一部重複するが、循環型社会形成推進基本法の基本原則における優先順位の考え方によれば、「燃焼によって熱エネルギーを獲得する熱回収は、燃焼可能な循環資源について最終的に取り得る手段といえ、いったん熱回収を行うと、その循環資源は再び繰り返して利用することができない。一方、再使用や再生利用を繰り返した後でも熱回収は可能である。したがって、天然資源を効率的に利用し、かつ新たな資源採取に伴う環境への負荷を回避するという観点から、再使用及び再生利用が熱回収に優先すべきである。」とされており、この考え方に基づけば、再使用及び再生利用がされない場合にのみ熱回収されるべきであり、基本方針における再商品化手法の優先順位は、この考えと整合的なものである。 　この優先順位は、再商品化が実施される地域によって環境負荷の程度が異なるものとは考えにくいことから、地域によって再商品化手法の優先順位が変動するものとは考えにくいため、特区の手法により直ちに制度改正することは適切ではないと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	再検討要請に対する省庁回答の１（１）、（２）について補足資料１の通り論点をA～Dに分配し、それぞれに対して反論したのでご回答をいただきたい。A～Dのテーマは以下の通り。A：コスト低減の十分な検証について、B：市町村の責任ある協力について、C：廃棄物の適正処理に対する担保について、D：容器包装とその他の物の混合収集物について容器包装の部分は容器包装事業者の再商品化義務を課すことについて	C	－	（１）　論点Ａ～Ｃについて 　仮に特区制度として本提案を認め、当該地域で分別収集される容器包装廃棄物についてのみ分別基準適合物の基準から「圧縮されていること」を除外した場合には、特区地域とそれ以外の地域とで排出される容器包装廃棄物の分別基準適合物の基準が異なることとなり、他の地域とは異なる基準で収集された容器包装廃棄物について、その処理を担える者はごく少数の者しか存在しなくなることが見込まれる点はこれまでも指摘してきたとおり。 　本提案を認めた場合におけるコスト低減の可能性について、試算資料を提出いただいたが、入札による競争原理が事実上働かない状態が長期間にわたり続いた場合、長期的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まりすることとなるのではないかといった点について十分な説明がなされているとは言えないものと考える。 　また、本提案が構造改革特区として認められた場合、全国各地の複数の区域が本提案に基づく特区の計画認定を申請する可能性がある。仮に全国の多数の地域で本提案に基づく特区計画が認定された場合、全国で分別収集されるプラスチック製容器包装廃棄物の多くの割合が事実上競争原理の働かない状態で再商品化されることとなり、日本全体での一般競争入札により容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うという従来の仕組みが根本から崩れるおそれがある。再々検討要請においてコスト低減については「特区認定後の実証で検証すべき」という御意見があったが、実施範囲を制限することが困難な構造改革特区制度を用いて検証を行うことについては、上記の理由から慎重な検討が必要である。 以上のように、本提案は現行の容器包装リサイクル法の仕組みに大きな影響を与えるものであるため、本措置に伴い、費用負担が増加するおそれのある特定事業者、既に容器包装リサイクル制度に参加しており容器包装の選別に多額の設備投資と人員を割いている市町村、全国の分別基準適合物の総量から特区分が除かれることで落札可能量が減少する再商品化事業者等の様々な利害関係者による合意形成がなされていない中で、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 （２）論点Ｄについて 　現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付けている。このため、環境省令を改正し分別基準適合物の定義を変更すると、特定事業者の役割や負担の程度が変化することとなる。特に、御提案の改正を行った場合には、特定事業者が再商品化義務を負うべき分別基準適合物の量の算定方法の如何等によっては、特定事業者の負担が増加するおそれがある。このため、費用負担が増加するおそれがある特定事業者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。 　また、こうした役割分担・費用負担の変更は、特定事業者以外にも、既に容器包装リサイクル制度に参加し、容器包装の選別に多額の設備投資と人員を割いている市町村、全国の分別基準適合物の総量から特区分が除かれることで落札可能量が減少する再商品化事業者等の主体に影響を与えることが考えられ、こうした利害関係者による合意形成がなされていないことからも、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 　頂いたご意見も参考にしつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいりたい。		1012010	株式会社エコデリック、明円工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1120020	1.流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物効法」という。）第２条第３号及び同法施行規則第１条第１号における社会資本等の定義の緩和 2.企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）第５条第２項第３号の取り扱いの緩和 3.工場立地法第２条第１項に基づく工場適地の選定基準における市街化調整区域においての選定の緩和 4.農地法に基づく通知「農地法の運用について」第２－１－（１）－イー（イ）－ｇ－（ｆ）工場適地図に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第２条第３号、同法施行規則第１条第１号 企業立地促進法第５条第２項第３号 企業立地促進法基本方針第２号 企業立地促進法実施要領第２-１．（３） 工場立地法第２条第１項及び第２項 工場適地の選定基準について	特定流通業務施設の立地要件は、社会資本等（高速自動車国道のインターチェンジ等と連結させるための施設）となっている。 企業立地促進法においては、市町村及び都道府県が共同して、国が定める基本方針に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（基本計画）を作成し、主務大臣の同意を求めることができることとされているところ。 自治体が、当該基本計画に定める集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域（企業立地重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域について、市、区、郡、町、村、字及び土地の地番を記載するとともに、当該区域を具体的に地図上で特定し、添付することが求められ、基本計画の同意に当たっては、企業立地重点促進区域を含む集積区域全体について下記の事項に適合することが求められる。 ・産業集積の状況、インフラでの相互の連携状況等からみて一体であることが相当と認められる地域であること。 ・国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画や方針との整合性が確保されているとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないよう十分配慮された地域であり、かつ自然環境保全上重要な地域への配慮もなされた地域であること。 工場立地法第２条第１項に基づき、経済産業大臣はあらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査等を行う。 工場適地の選定については、「工場適地の選定基準」によって定められており、都市計画との関連は以下のとおり定められている。 ２．都市計画との関連 (4) 市街化調整区域内においては、原則として選定しない。ただし、次の場合には選定することができる。 イ、都市計画法第３４条第６号に適合するもの（中小企業の工場の集団化等）であるとき。 ロ、地方公共団体等による計画的開発の見通しのある工業団地造成事業等の予定地であって２０ｈａ以上のものであり、飛地の市街化区域（５０ｈａ以上）を設定しうるものであるとき。 ハ、都市計画法第２１条による市街化区域への変更を行う予定の地域内において、既に定められている市街化区域との関連から工業立地を促進すべきものと認められるとき。		1.物効法第２条第３号に掲げる高速自動車国道で物資の流通を結節する社会資本等（既設ＩＣ）の定義を緩和し、東埼玉道路予定地庄和ＩＣについても同様に扱う。 2.企業立地促進法第５条第２項第２号における集積区域内の庄和ＩＣ周辺地区について、同法第５条第３号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。 3.工場適地選定基準　２．都市計画との関連（４）において、市街化調整区域については原則選定しないとあるものを緩和し、都計法第３４条１２号による産業指定区域に指定された場所について工場適地図に登載可能とする。 ４．３の工場適地図の搭載を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地図の搭載が容易となる。具体的には、優良農地については、つとめてこれをさけること等とされているが、本地区の振興に資する場合は、この規定を適用しないこと。	実施内容 **1の緩和により、庄和ＩＣから半径５ｋｍ以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。** ２の緩和により、庄和ＩＣ周辺地区が同意企業重点促進区域となり、関係機関との調整が円滑となることにより、企業立地が推進できる。 ３の緩和により、庄和ＩＣ周辺地区が工場適地図に登載されることにより、広く立地を考えている企業に情報提供されるため、企業誘致活動に利用できる。 ４の緩和により３の緩和がより円滑に行えることとなる。 提案理由 本市は、平成17年度に、旧春日部市・旧庄和町が合併した。しかし既成市街地が分断されている状況にある。平成20年度に「春日部市総合振興計画」を策定し都市的土地利用を図る地区を「まちづくりエリア」を策定した。特に両既成市街地を一体化すべく産業集積ゾーンとして庄和ＩＣ周辺地区を位置づけた。 しかし、同地区は東埼玉道路の開通が遅延することと同時に依然として産業集積が進まない状況にある。 このため、同道路開通時に即時に対応できるよう産業を集積するものである。	1.→C 2.→D 3.→C	－	１．物効法の流通業務総合効率化事業は、物流結節点としての性格を有する社会資本等の近傍に立地し、荷さばきの合理化を図る設備及び情報処理システムを備えた流通業務施設を中核として、輸送、保管等の流通業務の総合化、効率化及び環境負荷の低減に資するものである。 流通業務総合効率化事業の根幹となる特定流通業務施設の立地要件は、法律等の趣旨又は流通業務の総合化及び効率化を図る上で重要な要件であるため、建設中又は計画段階で供用開始日が未定である社会資本等を立地要件に含めることは、適切とはいえず困難である。 ２．企業立地促進法の基本計画においては、集積区域とその集積区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域（以下、企業立地促進重点区域という。）を定めることができるとされており、企業立地促進重点区域とされた地域については、市町村と都道府県の協議を経て提案され、国が同意を行うことにより確定することとなっている。 このため、集積区域のうち企業立地促進重点区域外の区域が、企業立地促進重点区域の特例措置を受けるためには、企業立地促進法第６条に基づき、市町村と都道府県で改めて協議を行い、当該区域が企業立地促進重点区域として適当との判断を行った上で基本計画の変更を行い、国の同意を求めることが必要となる。 ３．「工場適地の選定基準」は、工場立地法第２条第２項に基づく工場適地の調査におけるその適地の選定基準を定めている規定である。当該規定における２．（４）は、工場適地の選定における都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第７条に規定される市街化調整区域との関係を定めている項目であり、原則として市街化調整区域の選定は認めていない。 ただし、工場団地造成事業等であって実質的に都道府県の関与がありチェック機能を有しているという理由から、法第３４条第６号に適合するもの（本規定２．（４）イ）及び地方公共団体等による計画的開発の見通しのある工業団地造成事業等の予定地であって２０ha以上のものであり、飛地の市街化区域（５０ha以上）を設定しうるもの（本規定２．（４）ロ）については、例外として工場適地に選定することを認めており、また、これまで市街化を抑制していた市街化調整区域を市街化区域へ変更する程のやむを得ない事情があるという理由から、法第２１条による市街化区域への変更を行う予定の地域において、既に定められている市街化区域との関連から工場立地を促進すべきものと認められるもの（本規定２．（４）ハ）については、工場適地に選定することを極めて例外的に認めている。 他方、ご要望の法第３４条第１２号については、いずれの類型にも該当しないことから、本規定２．（４）を本件において緩和することは適当でないと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	1 未供用である社会資本等を立地要件に含めることは困難とのことですが、本特区提案の対象地である東埼玉道路庄和ＩＣ予定地は、国道16号と国道4号BPの結節点であり、現況においても法律等の趣旨又は流通業務の総合化及び効率化を図る上での最低限の必須条件は満たしているものと解釈できます。 また、東埼玉道路の終点部である庄和ＩＣ周辺の産業集積は、国からの要請を受けて進めている事業であり、東埼玉道路の整備の実現性を高めるためにも、本特区提案の活用による課題解決は重要であると認識しております。 さらに、東日本大震災時における物流事情等を踏まえ、新たな視点による物流施設の誘導施策を検討することも重要であると考えられます。 このようなことから、庄和ＩＣの現況や特区活用による産業集積の必要性等に勘案していただき、再考を強く要望するものであります。	1.→C 2.→D 3.→C	ー	流通業務総合効率化事業は、単に物流結節点としての性格を有する社会資本等の近傍に立地した流通業務施設を中核とさせる趣旨だけではなく、それらによって物流コストの削減やリードタイムの短縮効果、物流に伴う環境負荷の低減に資することを目的としていることから、高速自動車国道のインターチェンジ等の施設の近傍を立地要件としているものであり、法律等の趣旨も踏まえ立地要件に含めることは困難である。 なお、本制度が庄和ＩＣ周辺における産業集積化の妨げとなっているわけではなく、さらに物流施設の立地を制約しているものではない。			1.→C 2.→D 3.→C	ー			1 0 4 0 0 1 0	春日部市	埼玉県	国土交通省 経済産業省 農林水産省
1120030	地域冷暖房料金（熱供給料金）の経済産業大臣認可の廃止等	・熱供給事業法第１４条第１項 ・熱供給規程料金算定要領（平成２２年３月２５日資庁第３号）第３章 ・熱供給規程料金審査要領（平成２２年３月２５日資庁第４号）第１章１（３）、第２章３	熱供給事業法第１４条により、熱供給事業者は熱供給の料金その他の供給条件について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないと定められている。（変更時も同様） また、熱供給規程料金算定要領及び熱供給規程料金審査要領は、国が熱供給事業法の適正な執行を行うにあたり作成されたものであり、熱供給料金の基本的な算定方法やその審査方法を定めたものである。 これらの料金規制は、熱供給事業が日常生活及び事業活動上欠くことのできないサービスであり、事業開始後は地域独占的な性格を有するため、需要者の利益の保護の見地から行われるものであり、総ての需要者に対して、公平かつ合理的な料金算定が行われるようにするための措置である。		熱供給料金に関する経済産業大臣の認可制度を廃止し、熱供給事業者の自由な経営判断により、周辺地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金を設定できるようにする。	①現状 地域冷暖房料金（熱供給料金）については、熱供給事業法第14条第1項に基づき、熱供給事業者が熱供給規程に定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない（変更時も同様）。またその際の料金設定については、同法第14条第2項第1号により「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」が求められ、具体的な基準は熱供給規程料金算定要領等に定められている。 ②問題点 この認可基準に基づく料金設定では、りんくうタウンのように地域冷暖房を導入した地域は、未導入地域よりも料金が割高になっている。そのため、新たに当地へ企業進出することを判断する際のコスト要因となり、企業の進出がなかなか進まず、まちづくりが進まない大きな原因の一つとなっている。また、デフレ経済の中、ギリギリのコスト削減を進めながら経営を行っている企業にとって、当地域における熱供給料金は、企業経営を圧迫する大きな要因になっており、利用企業からも再三値下げの要求が挙がっている。しかしながら、熱供給料金は、認可制度であり、料金算定基準が決まっているため、市場経済に基づく大胆な料金引下げといった対応が取れない状況である。 （例えば、りんくうタウンにおけるホテルの場合、光熱水費負担が他の地域のホテルの倍となり、経営圧迫の要因となった。） ③解決策 熱供給料金に関する認可制度の廃止、あるいは料金設定に係る算定基準を大幅に見直すことにより、熱供給事業者の自由な経営判断で、大胆な料金値下げを可能とし、周辺の他の地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金が設定できるように、規制緩和の措置を講じるべきである。 ④効果 熱供給事業の利用が促進されるとともに、都心部における低未利用地の利用促進も図られ、国土の健全な発展にも資するものと考える。 なお、規制緩和により供給事業者による不当な値上げがあった場合は、苦情申出制度（熱供給事業法第３１条）を活用して対応すべきである。	Ｃ－部Ｄ	－	熱供給事業法は、すべての熱供給事業者が多数の者に公平かつ合理的な料金等の供給条件のもとで熱供給を行うことにより、需要家利益の保護を図ること等を目的としている。当該認可制度の撤廃等の措置を適用することは、収支に見合わない料金値下げによる事業者の倒産や不当な料金値上げを引き起こし、需要家の利益を損なう恐れがあるため、法律の目的を実現する観点から適当な措置ではないと考える。 また、熱供給料金算定要領及び熱供給料金審査要領は、一般的な熱供給料金を算定するにあたって標準となるものとして定めたものであり、適正な総括原価の下で、料金収入と総括原価が一致するよう料金を設定することを前提としている。この適正な総括原価については、事業者の経営努力等により、総括原価を構成する経費を圧縮すること等は、事業者の経営判断によって決めることが可能である。このため、現行の認可制度の下でも、事業者の経営判断により熱供給料金引き下げを行うことは可能。実際に、減価償却の進行、コスト削減等により、料金値下げを実施している地区は多数存在している。 なお、熱供給事業に係る規制の在り方については、御指摘の料金規制のあり方を含めて、エネルギーの面的利用の推進という観点から「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」でも議論がなされたところであり、今後とも一層の需要者利益の増進等の観点から、検討を行ってまいりたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	熱供給料金については、現行制度の枠組みの中でも値下げを行っている地域があることは認識。しかしまだまだ電気、ガス料金と同程度までの値下げとはなっていない。 また、事業者の経営判断により熱供給料金引下げを行うことは可能とのご回答であるが、算定要領等のどの部分で解釈できるのかお示しいただきたい。さらに総括原価の算定についても、需要者に事業者が作成した算定根拠が公開されておらず、認可料金制では事業者が現状維持しか考えず徹底した経営努力を行わないことが懸念されるため、事業者に積極的に料金引下げに向けた努力を促す制度となるよう見直しを求めるものである。	Ｃ－部Ｄ	－	まず、熱供給料金については、熱供給料金の原価コスト（必要な設備など熱供給事業にかかるコスト）の構成は電気事業やガス事業とは異なるため、電気料金・ガス料金と単純に比較しての御指摘は当たらないものと考える。 なお、そもそも熱供給事業は電気・ガス等の他の代替可能なエネルギーとの競争の中で事業を営んでいる。こうした中、エネルギー間の料金差が存在するとしても、需要家は自らの判断により、熱から他のエネルギーに代替をすすめることが可能であり、料金差の存在そのものがすぐに問題となるものではないと考える。 次に、算定要領についてのご指摘だが、算定要領は熱供給料金を算定する上での総括原価を構成する経費の項目を規定しているものであり、御指摘のような料金値下げについて記載する性質のものではない点については御理解いただきたい。 最後に、認可料金制度により事業者が現状維持しか考えず徹底した経営努力を行わないことが懸念されるという点については、他地域では実際に料金値下げを行っている事業者も存在しており、制度の存在が料金の値下げを阻害しているとの御指摘は当たらないものと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	そもそも地冷システムは、都市環境、安全性の向上といった観点から、国としても導入を積極的に支援してきた経緯もあり、システムの導入が円滑に進まない状況を改善することは、国の責任として考えるべき課題である。 需要家自らの判断により他のエネルギーに代替を進めることが可能とのご回答であるが、代替施設整備に際しては新たな投資が必要になるとともに設置スペースが無い等の物理的な問題が生じることから、事実上地冷以外のエネルギーを選択することは困難であり、料金値下げにより利用を継続できる手だてを講じることが必要である。 従って、地冷システム導入の促進や需要家の利益保護の観点からも、事業者が作成した総括原価の算定根拠の公開規程を設けることや、複数の導入地域を経営する事業者であれば個々の地域毎だけでなく、経営する地域全体での経営状況や料金設定を考慮して経営できるよう算定要領等を見直すことで、事業者に自主的な経営効率化の努力をさせるインセンティブのある制度となるよう見直しを求めるものである。	Ｃ－部Ｄ	－	これまでの回答で申し上げてきたとおり、事業者の経営努力等により、総括原価を構成する経費を圧縮すること等が可能であり、実際にこれまでにも料金値下げを行っている地区は多数存在する。このことから、現行制度の下においても、事業者の判断により料金引き下げを行うことは可能であり、当該制度の存在が料金の値下げを阻害しているとは言えないものと考える。 次に、他のエネルギーに代替することが事実上困難とのご指摘だが、需要家は熱供給を選択することで得られる熱源設備の設置スペースを要しないというメリットも勘案して熱供給を選択することを判断したものと考えられる。引き続き熱供給を受けるか否かは、こうした料金以外のメリットも含め、代替エネルギーを導入した場合と、メリット・デメリットを比較することで需要家が判断することであると考える。また、他の地域では、こうした比較考量の結果、熱供給から別のエネルギーに代替した需要家が存在することを考えると、他のエネルギーに代替することが不可能であるとは言えないと考える。 また、総括原価の算定根拠について公開規定を設けることは、原料費や資材費等の調達先との契約で非公開となる情報等が含まれる等の理由から、困難であると考える。なお、熱供給業界の自主的な取組として、各熱供給事業者の経理の概要や地区毎の料金についてまとめた「熱供給事業便覧」が発行されており、当該便覧の中で公表されている情報により、事業者の経営状況の把握や他の地域の熱供給事業者との料金比較等を行うことが可能なので是非参考にして頂きたい。 更に、料金算定を地区単位ではなく事業者単位に設定するべきではないかとの御提案についてだが、そもそも熱供給料金算定方法の考え方では、地区毎に事業開始年度や設備構成が異なることから、ある地区で行われる熱供給事業の費用を当該地区で得られる料金にて回収するという受益者負担を原則としている。仮に、事業者単位での料金設定を行うとすれば、その原則を崩すことになり、他の地域の需要家に対して料金値上げを強いて、本来熱供給を受ける者が負うべき原価コストを他の地域の需要家に転嫁する制度となるため、適切ではないと考える。		1 0 5 5 0 3 0	大阪府	大阪府	経済産業省